

第3回市政改革推進市民委員会

地域との協働のまちづくり

市民生活部 協働推進課

協働推進課が所管する市民との協働事業

1

- ① まちづくり協議会（地域組織）の運営・活動支援
- ② 自治連合会の運営・活動支援
- ③ 自治会・町内会の活動支援（補助制度）
- ④ 各種市民活動・ボランティアの支援
- ⑤ 地域活動の拠点となる地区公民館の貸出
- ⑥ 交通安全・防犯に関すること など

市政改革プラン実施計画

- ① 地区公民館の地域運営（希望する地区での指定管理者制度の活用など）
- ② ボランティアマッチングの推進
- ③ 若者の参画促進
- ④ 職員等の派遣の推進
- ⑤ 協働内容の精査

② ボランティアマッチングの推進

- 目的：市民同士の助け合いの促進
- 指標：ボランティアマッチングシステムの構築
令和4年度～運用開始

⇒ボランティアセンター（市社協）とシステム構築を協議中
コロナ禍で、福祉施設がボランティア受入に消極的

③ 若者の参画促進

- 目的：大学生の新たな発想で地域の魅力創造や活性化
まちづくりに参画する人材育成
- 指標：若者参画人数 5年間で50人

⇒現状：令和2年度は明德・修立・美保南地区で受入
今後：とっとり麒麟地域活性化プラットフォームで検討

④ 職員等の派遣の推進

- 目的：専門知識や技術を持つ人材（アドバイザー）を
派遣し地域活動を活性化
- 指標：希望された地域への派遣割合 100%

⇒市職員で構成するコミュニティ支援チーム制度は廃止
まちづくりの専門家を派遣する仕組みを構築
（令和2年度は湖南地区に派遣）

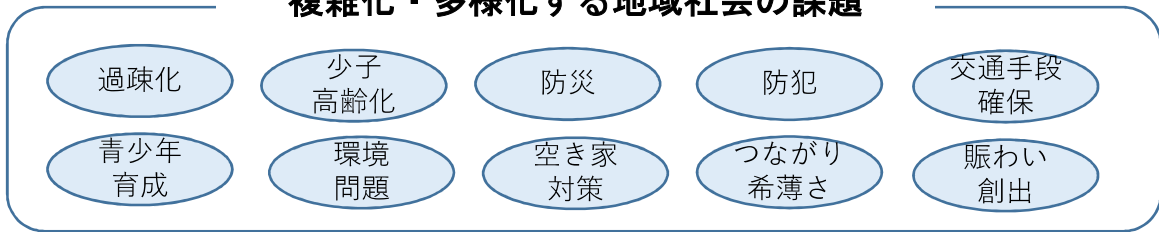
⑤ 協働内容の精査

- 目的：地域への依頼内容を精査し、地域と市がそれぞれの
特性をいかしたまちづくりを推進
- 指標：令和3年度～地域との協議の場の設置・運用

⇒地域へ依頼している役員等の内容把握、課題抽出
まずは庁内で地域との役割分担を協議していく

戦後～高度経済成長期…画一的な手法&行政主導でまちづくりを展開

複雑化・多様化する地域社会の課題



社会情勢

- 地方分権
- 自立した行政運営
- 地域の特性をいかしたまちづくり
- 行政対応の限界

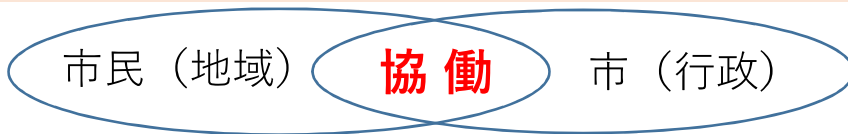
地域毎に異なるまちづくり

市民の期待

- 市民ニーズの変化
- 多様化する生活スタイル
- まちづくりへの住民意識の高まり

一律でない取組が必要

持続可能な地域づくりのため
多様な担い手による協働が不可欠



「鳥取市自治基本条例」

—平成20年10月1日から施行—

平成20年
協働のまちづくり元年

まちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例

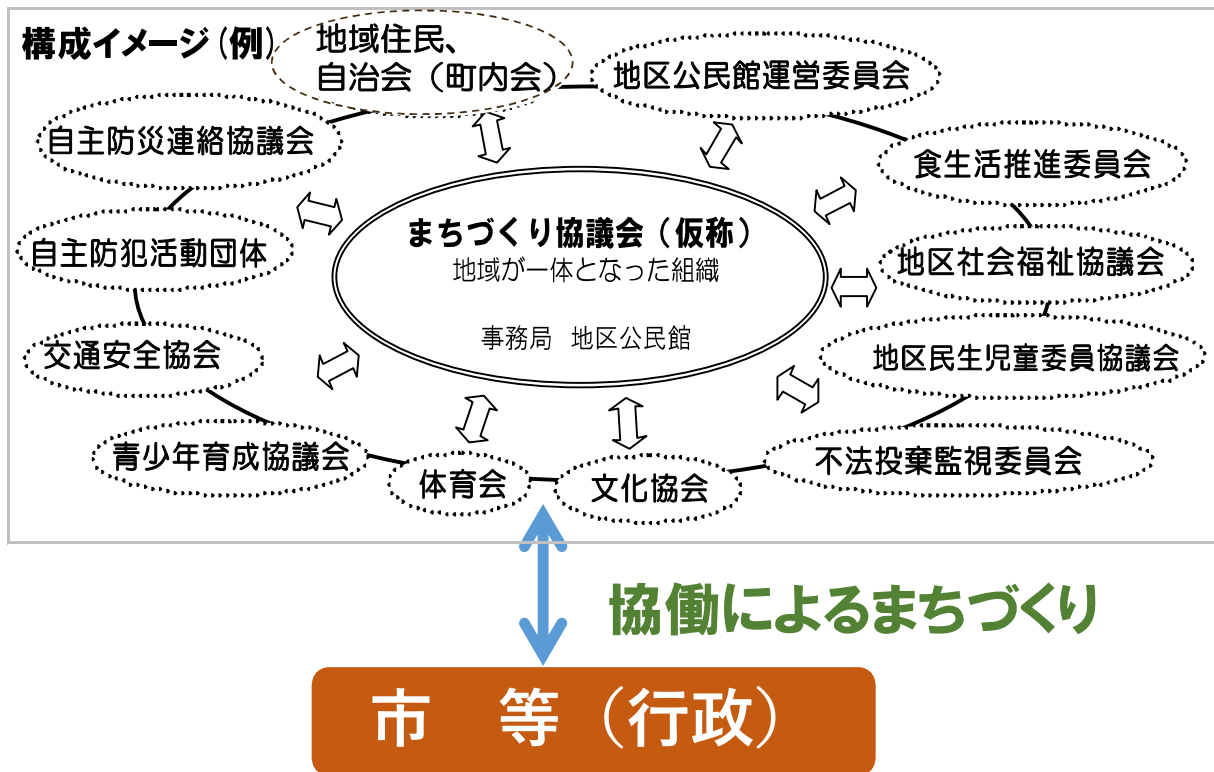


「市民が主役の協働のまちづくり」を一層推進

地域と行政が協働して各地域の課題解決に取り組むため、地域の各種団体が一体となった

“まちづくり協議会”の設置にむけて働きかけ！

まちづくり協議会の設立



●「まちづくり協議会」の設置状況

全61地区において「まちづくり協議会」が設立され、各地区で作成した地域コミュニティ計画に基づき、各種事業を展開

まちづくり協議会の主な取組

- (1) 地域の現状や課題の話し合い
- (2) 将来の地域づくりや課題解決に向けた取組の検討
- (3) 地域の身近な課題解決に向けた事業の実施
- (4) 事業の評価と次年度の取組への反映

まちづくり協議会への支援(財政支援・人的支援)

1 地域コミュニティ育成支援事業

- ・まちづくり協議会運営助成事業(限度額5万円)
- ・協働のまちづくり助成事業(限度額40万円)
- ・協働のまちづくり特別支援事業(限度額80万円、選択性)

2 まちづくり協議会事務局(地区公民館)

- ・標準的な職員体制(館長含め3名)に加えて、職員1名追加配置(選択性)

3 地域アドバイザー派遣事業【プラン④職員等の派遣の推進】

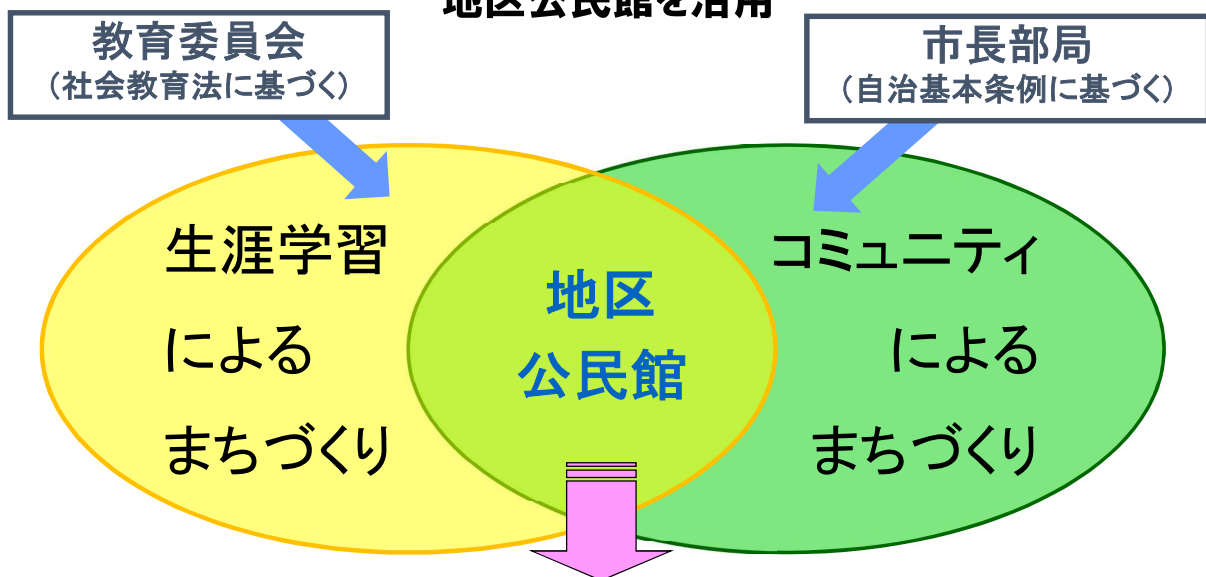
・地区公民館が行っている業務

業務
教育委員会
局長部

- 生涯学習委託事業(生涯学習スポーツ課)
 - ①子供と大人のふれあい事業 ②特色ある公民館活動事業
 - ③地域の仲間づくり事業 ④人権啓発促進事業
- 公民館施設の日々の管理
- 地域住民への施設貸出
- まちづくり協議会の事務局

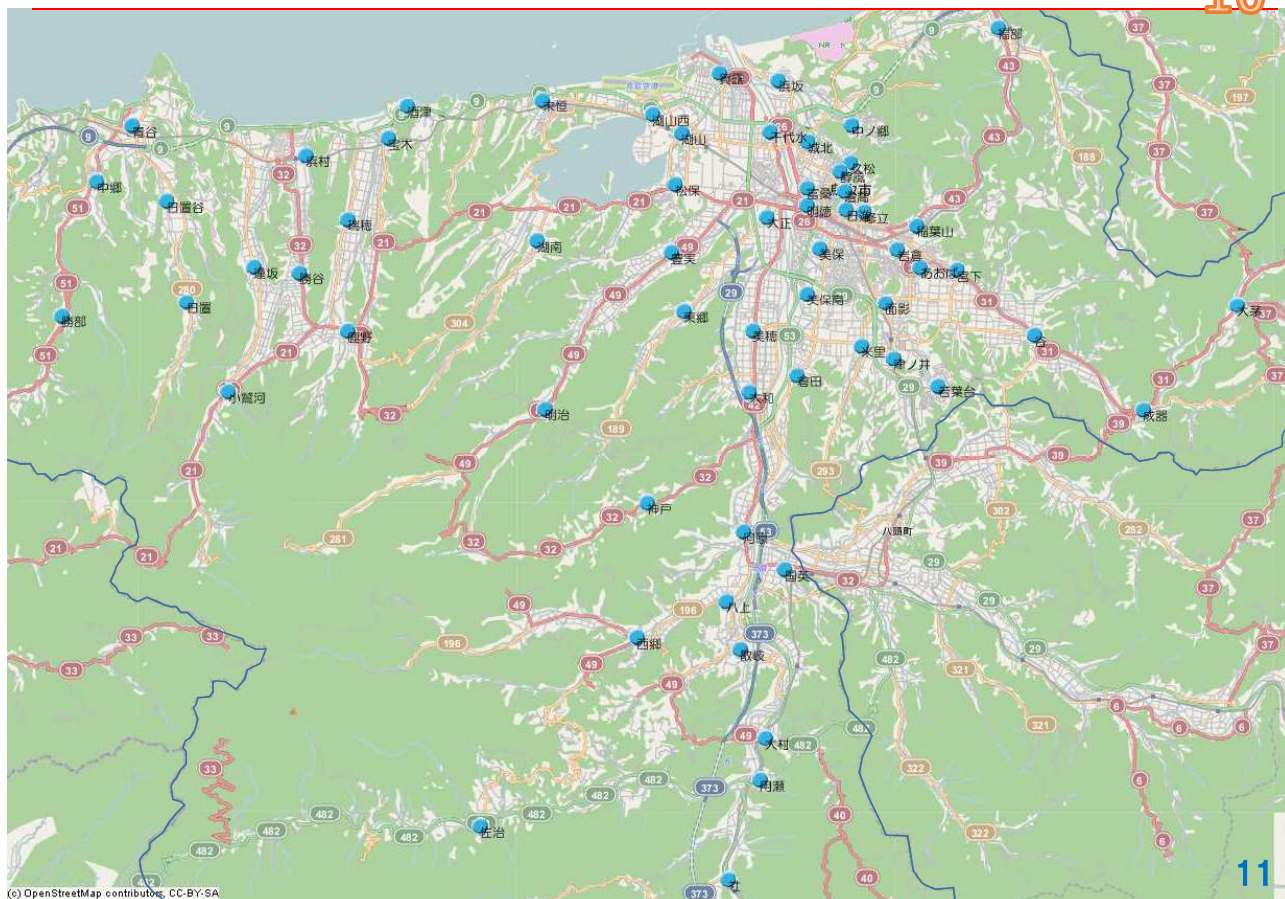
【プラン③若者の参画促進】

まちづくり協議会の活動拠点として
地区公民館を活用



地域自らが特色を持った地域づくりを行い、
地域コミュニティの再生を図る

⇒社会教育を基盤としたひと・つながり・地域づくりを推進



城北まちづくり協議会



地区公民館で**集団検診**を実施し、
事後の結果説明会の開催

散岐地区まちづくり協議会



高齢者世帯への声かけ、見守り活動として、
会員がついたつきたてのお餅と、地域特産品と
メッセージを添えて訪問・声かけ活動

佐治町まちづくり協議会



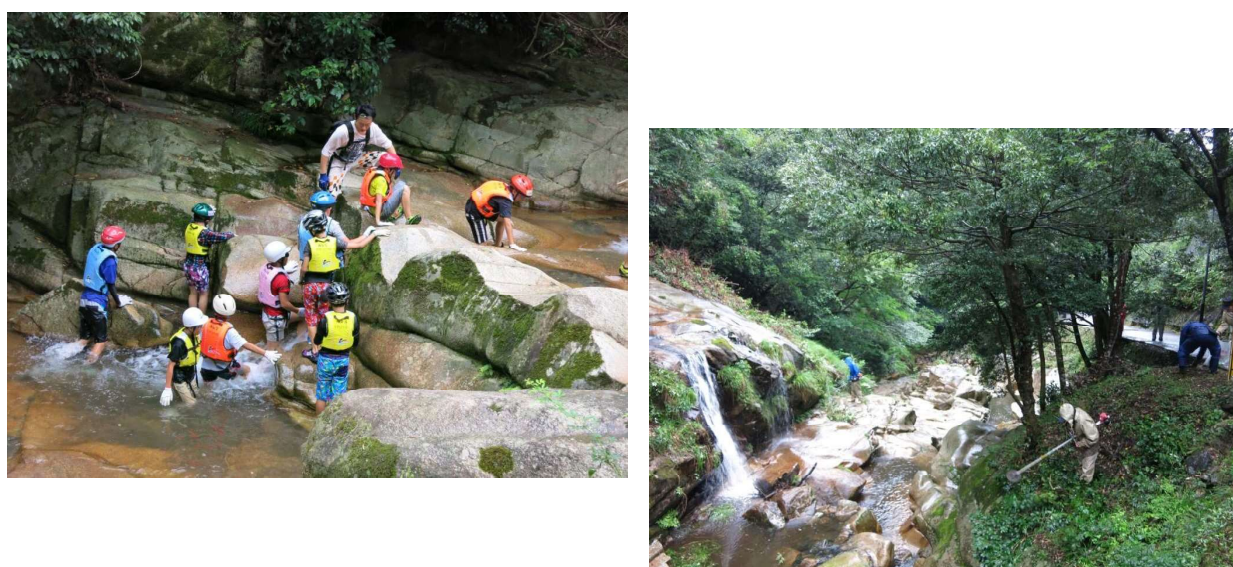
住民が健康で安心して暮らせるための支援策として
世代間交流を位置づけ、小学生対象のお泊り体験など
子どもと高齢者が触れ合える場の創出

日置地区まちづくり協議会



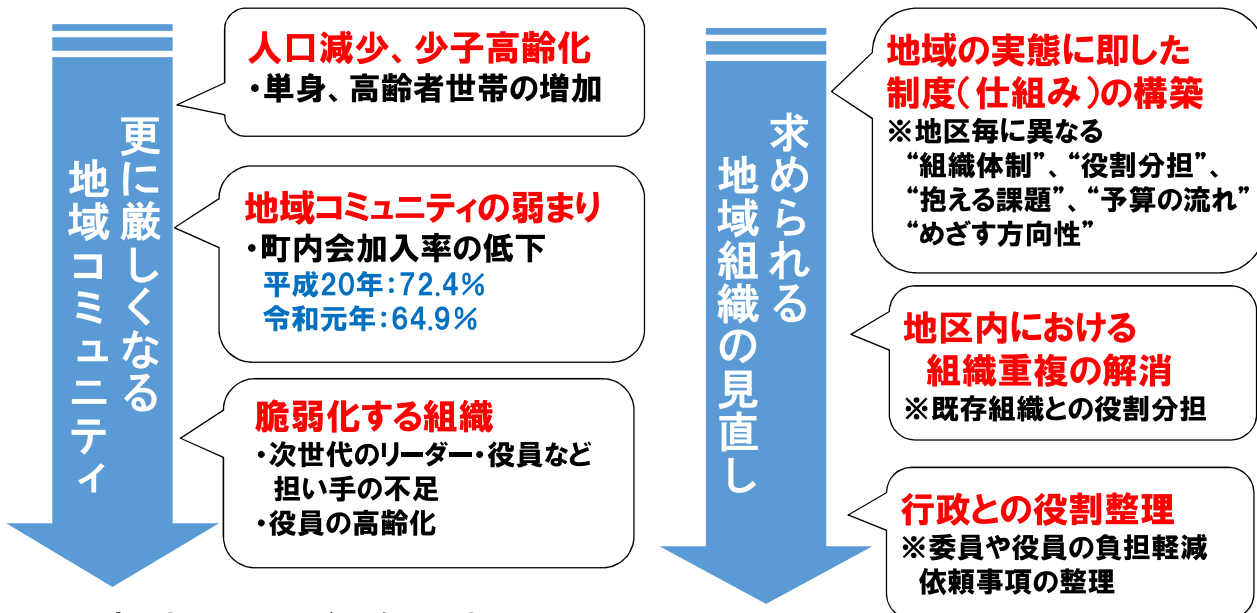
環境美化を目的とした**休耕田を利用**してのそばづくり、そば打ち体験、そして**地産地消**を進めるための収穫祭を実施

大村地区まちづくり協議会



自然遺産を保護するために、環境保全を実施。
川登りやウォークラリーといった**自然体験**を通して、
子どもと大人や地域間の交流を展開

協働のまちづくり元年から10年以上が経過…



これまでの取組をふまえ、
地域の实情（課題や特性）に応じて、
地域組織が主体的に活動できるような体制や
地域と行政の役割分担など次の展開を考えることが必要。
【プラン⑤協働内容の精査】

地域組織のあり方検討の取組経過（H29～）

実態・課題の調査（まちづくり協議会・地区公民館へのアンケート調査）

アンケート調査・意見交換等で出てきた課題（抜粋）

- ①地域における組織・団体の維持
⇒役員の高齢化、地域内人口の減少
- ②地域内の組織のあり方
⇒類似の事業・役割を持つ組織の整理
- ③財源（予算）のあり方
⇒財源不足、財源の用途が限定（柔軟性を）
- ④公民館の機能強化
⇒人材の確保・育成

自治連・まち協
・地区公民館と
意見交換を実施

H30年

- 希望する地区（宮下・佐治）で
フィールドワークを実施！
- 協働と参画のまちづくりフォーラムを開催！

より詳しく
地域課題
を把握

情報共有

把握した地域の実情・課題を基に
モデル事業（試行的な取組）の内容を検討



モデル事業（試行的な取組）の内容

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する。

⇒まちづくり協議会と公民館運営委員会の**組織の一体化**
まちづくり協議会と地区公民館に関連する**補助金等の一括交付**



R元年4月～

希望する地区（明治・用瀬・佐治）で
試行的にモデル事業を導入！

課題へ対応する
方策の一つとして

公民館のあり方も
並行して検討

モデル事業（試行的な取組）の具体的な内容 【プラン⑤協働内容の精査】

（1）組織（公民館運営委員会とまちづくり協議会）の一体化

《イメージ》

一体となった
組織・事業展開

組織の整理
役員の負担減

【導入前】

地区公民館

公民館職員

- ⇒ 生涯学習事業
- ・子どもと大人の交流
- ・特色ある公民館活動
- ・地域の仲間づくり
- ・人権啓発推進

公民館運営委員会

- ・公民館事業をサポート

まちづくり協議会

- ⇒まちづくり事業
- ・地域のコミュニティ活動の活性化
- ・地域づくりの目標や課題解決に向けた取組

それぞれが計画に沿って事業を実施

【導入後】

地区公民館

公民館職員

※地域づくりのサポート

まちづくり協議会等

地域組織

※公民館運営委員会の役割を担う

地域づくり
の目標

学びの成果
実践・還元

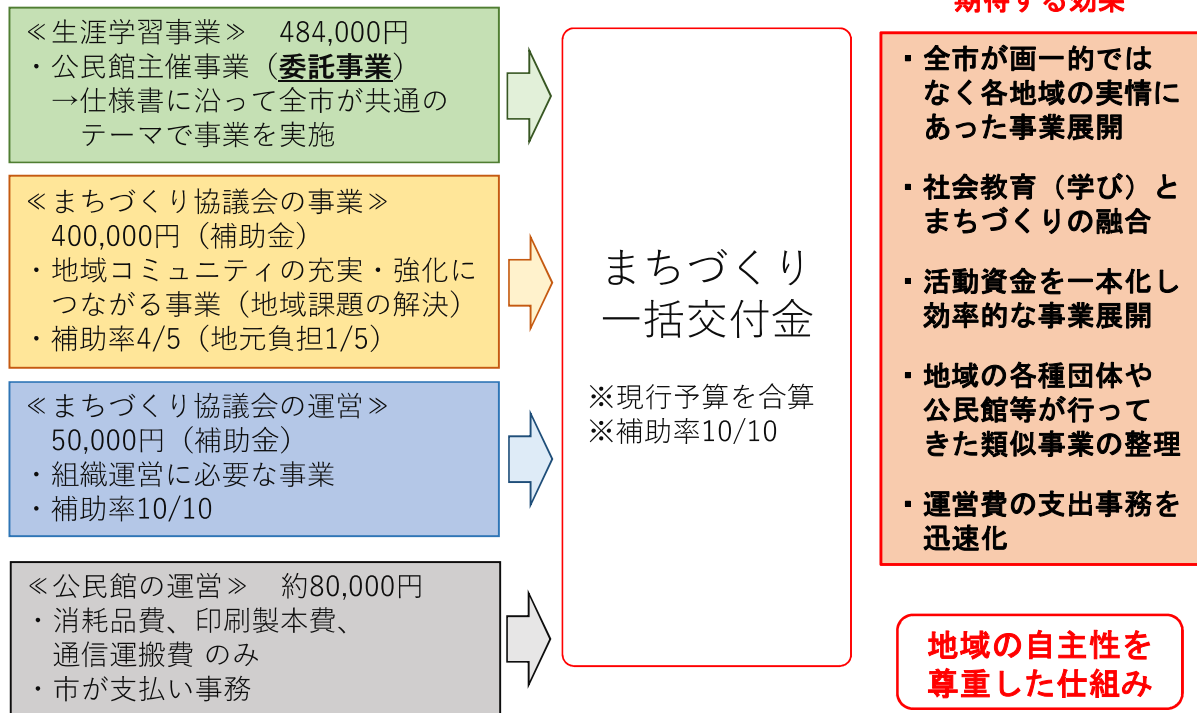
やりたいこと、
課題解決に向けた
学習を企画

社会教育

**学びの成果を活かした
住民主体の地域づくり**

モデル事業（試行的な取組）の具体的な内容

（2）補助金等の一括交付



運用状況のヒアリング

①運用期間中の意見交換（中間ヒアリング）

各地区単位（R元年7月）、3地区合同（R元年10月）に意見交換

②情報共有

運用状況について、自治連合会、地区公民館、まちづくり協議会と情報共有（出前説明会や研修会、各種会議での説明）

ヒアリング結果の概要

1年間の試行期間を経てヒアリングを実施（R2年4月）

≪良かった点≫

- ・組織の一体化により地域の一体感が生まれ、これまで多くは公民館主体であった事業が**計画から実施まで地域住民が関わる機会**が増えた。
- ・**生涯学習から地域活性化への展開**など大きな視野で考えられるようになった。
- ・事業資金が一本化されたことで動きやすくなった。（事業間で調整が可能）
- ・市役所に出向く回数が減少し、**公民館の事務が効率化**された。
- ・一部であるが**事業や組織を整理**することができた。

ヒアリング結果の概要

《課題と感じた点》

- ・事業の目的を明確にして内容を考えていかないといけない。
- ・まち協の公民館事業部で従来の公民館事業（社会教育部分）を実施したが、他の部との事業と融合していきたい。
（社会教育とまちづくり事業の融合）
- ・役員の重複解消は時間をかけて見直す必要がある。
- ・効率的な会議の持ち方を検討したい。

1年間の試行期間を経た市の評価など

- 一括交付金制度（地域組織支援モデル事業）による組織の一体化と事業資金の一本化が、**住民主体のまちづくりの推進に、一定程度、寄与することが確認できました。**
- 地域からは**柔軟な運用ができる仕組みづくり**が求められています。
- 市民自治推進委員会（住民自治に関する市長の附属機関）からも、全市一律の制度とするのではなく、**それぞれの地域に合ったやり方を選択できるような制度設計が必要**との意見をいただいています。

指定管理者制度導入の取組（準備中）

【プラン①地区公民館の地域運営】

地域で公共施設（拠点施設）の管理運営をしていきたい！という意向を受け、令和3年度からの指定管理者制度導入に向けて準備中！

《対象施設》

- ・佐治町コミュニティセンター
（佐治地区公民館との複合施設）
- ・指定管理期間：3年間
- ・候補事業者：NPO法人さじ未来



《期待する効果》

- ・地域の実態や課題解決、地域づくりの視点をふまえた主体的で自立性のある運営、コミュニティ活動の拠点となる施設の実現
- ・地域組織による柔軟でより効果的な施設活用・運営による住民福祉の向上

地域での
職員雇用

社会教育以外の
柔軟な施設活用

公民館機能の
継承

(1) 令和2年度の具体的な取組

- 3地区（明治・用瀬・佐治地区）では引き続き一括交付金制度を継続し、公民館や地域との対話を行いながら、検討を進めます。
- 一括交付金制度の導入を希望される地区と、意見交換を行いながら、令和3年度から実施できるよう調整を進めます。
- 佐治地区に応じて、拠点施設の地域運営（指定管理者制度の活用）ができるよう準備を進めます。

(2) 地域組織や制度に対する市の方針

- 一括交付金制度や指定管理者制度の活用は一つの事例であり、一つの制度にまとめていくものではありません。
⇒例えば、賀露地区は、自治会がまちづくり協議会の役割・機能を担う形に組織を見直すように準備を進めています。
- 地域の実情に応じ、各地域がそれぞれの判断によって、実態に沿った運営や制度を選択できるような柔軟な仕組み(制度)をめざします。

【取組状況】

現在、令和3年度からのモデル事業導入に関する意向調査中

- 現時点でモデル事業への意向を希望（検討）している地区
7地区／61地区

まとめ：市政改革プラン実施計画（協働のまちづくり）

